

**青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の建蔽率の最高限度の特例の引用条項を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例**

青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 31 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 青梅駅前西地区地区整備計画区域の表ウの項中「法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物」を「ただし、法にもとづく耐火建築物」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。